

平成 31 年 1 月 31 日
住宅局 建築指導課
住宅局 住宅生産課

パリ協定を踏まえた住宅・建築物分野の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、 答申でとりまとめられた省エネ施策に取り組んでまいります。

～今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についてのとりまとめ（第二次答申）～

平成 31 年 1 月 31 日、社会資本整備審議会（会長：三村明夫（新日鐵住金(株)名誉会長、日本商工会議所会頭）から国土交通大臣あてに、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」の第二次答申をいただきました。

国土交通省では、パリ協定を踏まえた 2030 年度における住宅・建築物分野の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、昨年 9 月より社会資本整備審議会建築分科会及び建築環境部会（分科会長及び部会長：深尾精一（首都大学東京名誉教授））においてご審議をいただき、今般、社会資本整備審議会より、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」の第二次答申をいただきました。

第二次答申では、「新築の住宅・建築物の省エネルギー基準への適合の確保」、「高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進」、「既存住宅・建築物の省エネルギー性能向上」等の観点から、今後講ずべき施策について、とりまとめていただきました。

国土交通省では、第二次答申でとりまとめられた施策を早急に実施してまいります。

これまでの審議経過については、以下をご参照ください。

建築分科会：http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s202_kenchiku01.html

建築環境部会：http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_kenntikukannkyou.html

(添付資料)

- ・「今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について」（第二次答申）
- ・「今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について」（第二次答申）の概要
- ・「今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について」（第二次答申）参考資料

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 課長補佐 川田、係長 高梨
電話：03-5253-8111（内線 39452、39465）
FAX：03-5253-1629